

京都市上下水道事業経営審議委員会の運営に関する取扱について

(令和2年7月21日委員長決定)

京都市上下水道事業経営審議委員会の開催にあたり、緊急かつ止むを得ないと認められる事情がある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により会議の議事を行うことができることとする。

附 則

この取扱は、令和2年7月21日から施行する。